情報公開規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人 Oneself(以下、当法人という)が情報公開に関し必要な事項について定めるものとする。

(公開書類)

- 第2条 公開書類は以下のとおりとする。
- (1) 前事業年度の事業報告書及び決算報告書
- (2) 役員名簿
- (3) 定款等
- (4) 上記の他、特定非営利活動促進法施行規則第32条第2項で定める書類

ただし、個人情報が含まれるものについては公開対象から除外する。

(閲覧場所)

第3条 公開書類の閲覧場所は、主たる事務所または事業所内とする。

(閲覧日時)

- 第4条 閲覧希望者は、希望日時の5日前までに主たる事務所へ連絡することとする。
- 2 当法人は正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧希望日を指定することができる。

(改 廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議とする。

(付則)

本規程は、令和3年12月1日から施行する。(令和3年11月30日臨時総会にて議決)